

鎌 総 第 44 号

平成30年 4 月 4 日

鎌倉市議会議長

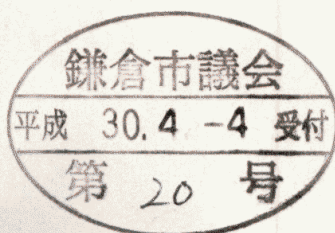
山 田 直 人 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当（内線2242、2243）

議会受付番号	文書質問第 7 号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市長 (防災安全部市民安全課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第7号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

文書質問第6号・鎌総第3499号の回答には下記のとおり記載されている。

防犯灯のLED化(ESCO事業)にあたっては、

- ・自治町内会において、口頭等にて地権者の同意は得られております。
- ・NTTに口頭で確認しております。
- ・所管部局等に口頭で確認の上、事業を実施しました。

処理の内容は行政文書として記録しなければならないと思うが口頭での確認しかされていない。この事は行政文書管理規則に違反するものと思われるがいかがか。

2 質問の理由

事務処理に当たっては、事務処理に係る事案が軽易な場合を除き、処理の内容を行政文書として記録しなければならないと思われるが行われていない。

3 答弁

防犯灯LED化事業の実施にあたっては、鎌総第3499号の回答でも答弁したとおり、担当部署である防災安全部市民安全課が、使用許可などの各種手続きについて、申請等の必要の有無を事前に各関係機関に確認の上、申請等が必要なものについては文書の取り交わしや申請を行ったところです。

また、文書の取り交わしや申請を必要としなかったものについては、NTTや所管部局等に口頭で確認しており、防犯灯LED化事業の実施にあたり、実体上の問題はないものと考えておりますが、手続きとしての文書管理の観点からは、口頭確認をしたものについてもその旨、記録をしておけば、より好ましかったものと考えております。